＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

訪問看護（医療保険）

〇重要事項説明書　1～6頁

〇契約書　7～9頁

〇署名欄　10頁

医療法人財団　博愛会

博愛訪問看護ステーションささおか

重要事項説明書（医療保険用）

訪問看護のご利用者様（ 以下「利用者」とします ）が、サービスを選択する上で必要な重要事項を
次のとおり説明いたします。利用者のご家族様（ 以下「家族」とします ）も確認下さい。

1. 事業者概要

特定医療法人財団　博愛会病院（ 以下「事業者」とします ）の概要は次のとおりです。

事業者名	医療法人財団　博愛会病院
所在地	福岡市 中央区 笹丘 1 丁目 28 番 25 号
代表	那須　繁
連絡先	TEL　092-741-2626　　FAX　092-741-2627

2. 事業所概要

博愛訪問看護ステーションささおか（ 以下「事業所」とします ）の概要は次のとおりです。

事業所名	医療法人財団　博愛会　博愛訪問看護ステーションささおか
所在地	福岡市 中央区 笹丘 1 丁目 28 番 15 号　ピアステージ笹丘 2 階
サービスの種類	訪問看護・予防訪問看護
管理者	田中　利恵
連絡先	TEL　092-735-7070　　FAX　092-735-7050
サービス提供地域	中央区　城南区　南区　早良区 （事業所を中心に半径 2.5㎞ 以内の範囲）
事業の目的	事業所の看護師等の援助が必要な状態であり、主治医が必要と認めた医療処置が必要な利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
基本理念	住みなれた家庭での、その人らしい安定した療養生活を支援します。
運営方針	実施にあたっては利用者の意思及び人権を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。訪問看護で看護師等は利用者の全体的な日常生活の維持回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るよう支援します。

3. 事業所の職員体制

事業所	役職名	職種	人数
訪問看護	管理者	看護師等	1 名
	職員	看護師	常勤換算数で 2.5 名以上
		理学療法士	若干名
		作業療法士	若干名
		言語聴覚士	若干名
		事務職員	若干名

各従業者の業務内容

- 管理者　運営管理、指定訪問看護の実施、苦情相談担当、虐待・身体拘束予防、ハラスメント対応担当
- 職　員　訪問看護計画書・訪問看護報告書の作成、指定訪問看護の実施
- 事務員　請求及び書類手続き・管理

４．　営業時間

営業日・営業時間	看護師：３６５日　９：００～１７：３０ ２４時間連絡相談体制とし、看護師等が交代で担当する 理学療法士等：月曜日～金曜日　９：００～１７：３０ 土曜日　９：００～１３：００ ８月１４日～８月１５日、１２月３０日～１月３日は休業

５．　訪問看護サービスの内容

指定訪問看護の内容は次のとおりです。

・病状・障害・全身状態の観察
・入浴介助、清拭・洗髪等の清潔ケア
・清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活支援
・褥瘡の予防、創傷の処置
・リハビリテーション
・ターミナルケア
・認知症利用者の看護
・カテーテル等の管理
・その他医師の指示による医療処置
・日常生活用具の相談・助言
・入退院・入退所時の共同指導、介護指導・相談

６．　利用料金

（１）利用できる方は、主治医が訪問看護の必要を認め以下に該当する方です。
　1）介護保険の対象でない方（非該当）
　2）介護保険の利用対象のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態（がん末期、急性増悪時）の方
（２）利用者から徴収する個人負担額の割合は、被保険者証の割合となります。
（３）利用料金の支払い方法
　毎月１５日頃までに前月分の請求を致しますので、２０日までにお支払いください。お支払い方法は、口座自動引き落とし、銀行振込み、現金払いの３通りよりお選びください。
（４）サービス提供地域において、交通費は不要です。　それ以外の地域については、交通費の実費を徴収いたします。（ 当該事業所のサービス提供地域は中央区･城南区･南区・早良区となっています。）
（５）サービスを利用するにあたり、主治医より訪問看護指示書を戴きます。その際、訪問看護指示書の文書料が発生します。文書料の請求は、主治医の医療機関からありますのでご了承ください。
（６）キャンセルの場合
　１）利用者がサービスの利用を中止するときは、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
　　連絡先　０９２－７３５－７０７０
　２）利用者の都合でサービスを中止するときは、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルには、次のキャンセル料を戴きますのでご了承ください。ただし、利用者の容態が急変した、など緊急やむを得ない事情があるときは、キャンセル料は不要です。

キャンセル時期（医療保険）	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	４５０円
サービス利用日の当日	９００円

７．　緊急および事故発生時の対応方法

（１）訪問看護サービス中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の措置を行います。
（２）看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告します。
（３）訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、迅速かつ適切に応急処置を行い、被害を最小限にとどめるようにします。また、主治医、ご家族、市町村等に連絡を行う等、誠意をもって対応いたします。
（４）事故の状況について詳細に調査した上、利用者及びご家族に説明を行い、その後の対応について話し合いを行います。当事業所の責めに帰すべき事由による事故の場合は、加入保険「(社) 全国訪問看護事業協会訪問看護事業総合補償制度」により対応します。
（５）事故対策委員会を設置し、事故原因を分析し、再発を防ぐ対策を講じます。その結果を職員へ通達し、周知徹底を図ります。

８．感染症蔓延及び災害発生時の対応

（１）感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。
災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係職種との連携、必要時訪問を行います。
（２）指定感染症蔓延時には、通常の業務を行えない可能性があります。
感染・災害対策委員会の設置、感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

９．　秘密保持

（１）看護師及びその他の職員は、業務上知り得た利用者や家族等の秘密を保持します。
また、職員の退職後においても、秘密を保持することを義務とし、この旨を職員との雇用契約内容としています。
（２）訪問看護サービスを提供する上で、主治医や他の居宅サービス事業者等に情報を提供する必要性がある場合は、利用者等より事前に文書による同意を得た上で情報を提供します。

１０．　個人情報保護

（１）事業所は、サービスを提供する上に知り得た利用者や家族に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
（２）事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれからの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。

１１．　高齢者への不適切な対応防止

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待・身体拘束・ハラスメント防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
（１）研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
（２）居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
（３）職員が支援を行うにあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、虐待・ハラスメント対策委員会を設置し、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

１２．　記録開示

（１）看護師等が提供する看護サービスの目標や内容は「訪問看護サービス計画書」の書面で説明し、利用者と家族または代理人の同意を得ます。
（２）訪問毎の利用者の身体状態、提供した看護サービス等の内容を説明し、「訪問看護提供記録」に記録し利用者宅に保管します。

１３. 苦情対応

（１）苦情・相談に対応する窓口として担当者を置き、迅速かつ円滑に苦情処理を行うための体制を整え、必要時には検討会議を開催します。また、苦情対策委員会を毎月１回開催し、苦情処理ならびに再発防止のための具体的対策の検討とその結果を職員へ通達し、周知徹底を図ります。
（２）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。
　博愛訪問看護ステーションささおか担当者：田中利恵：連絡先　092-735-7070
（３）公的機関においても医療保険等に関する相談・苦情等の窓口があります。

後期高齢者医療保険広域連合 お問い合わせセンター	電話番号　092-651-3111 ＦＡＸ番号　092-651-3901 対応時間　8:30～17:30

１４．　ご利用にあたってのお願い

（１）保険証や医療受給者証等を定期的に確認します。これらの証書類の内容に変更があった場合は必ずお知らせください。
（２）贈り物や飲食等のお心遣い・おもてなしは一切ご遠慮させていただきます。
（３）訪問看護師等の変更を希望されるときは、ご相談ください。

15. 訪問看護料金

（1） 利用できる方は、主治医が訪問看護の必要を認め以下に該当する方です。
1） 介護保険の対象でない方（非該当）
2） 介護保険の利用対象のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態（がん末期、急性増悪時）の方

（2）利用料及び利用者負担金　1 割または所得によって 2 割、3 割となります

	保険適応	利用負担金		保険適応	利用負担金
後期高齢者医療保険	一般の方	被保険者証の割合	健康保険	本人 健保家族 退職者 一般国保	被保険者証の割合
	一定以上の所得の方				
保険適応外（税込）	ご遺体のお世話	10,000 円			

			個人負担利用料（1回料金）	
	項目	訪問回数条件	保険適応料金（1回毎）	1割
基本利用料金	訪問看護基本療養費 Ⅰ	看護師:週/3回まで	5,550円	555円
		看護師:週/4回以降	6,550円	655円
		リハビリ:週/3回まで	5,550円	555円
		リハビリ:週/4回以降	5,550円	555円
	訪問看護基本療養費 Ⅱ （看護師 2人）	週/3回まで	5,550円	555円
		週/4回以降	6550円	655円
	訪問看護管理療養費	毎月/初回	7,670円	767円
		毎月/2回目以降	3,000円	300円
	24時間対応体制加算	毎月/初回	6,520円	650円
病状等による加算料金	緊急訪問看護加算（月14日まで）	毎月	2,650円	265円
	緊急訪問看護加算（月15日以降）	毎月	2,000円	200円
	複数名訪問看護	必要となった場合加算	4,500円	450円
	時間外訪問（18時～22時）		2,100円	210円
	時間外訪問（6時～8時）		2,100円	210円
	深夜訪問（22時～6時）		4,200円	420円
	長時間訪問（90分越）		5,200円	520円
	特別管理加算	月1回/軽度	2,500円	250円
		月2回/重度	5,000円	500円
	難病等複数回訪問加算	月2回まで/1人～2人	4,500円	450円
		月3回以上/1人～2人	8,000円	800円
	訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円	250円
	退院時共同指導加算（月1回）		1,500円	150円
	訪問看護情報提供療養費（月1回）		8,000円	800円

16.　加算内容と料金

□・24 時間対応体制加算(月 1 回)　6,520 円
利用者または家族からの電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、緊急時に訪問看護を必要に応じて行う体制。

□・特別管理加算(月 1 回)　重症 5,000 円、軽度 2,500 円
特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合。

□・難病等複数回訪問看護加算(週 1 回)　2 回目 4,500 円　3 回目 8,000 円
難病等の利用者に対して、1 日に 2 回又は 3 回以上訪問を行った場合。

□・緊急訪問加算(1 日につき)　月 14 日目まで 2,650 円、月 15 日以降 2,000 円
主治医の指示に基づき、緊急に訪問を行った場合。

□・長時間訪問看護加算(週 1 回)　5,200 円
訪問時間が 1 時間半を越える場合。

□・複数名訪問看護加算　看護師等 4,500 円、准看護師　3,800 円、看護補助者 3,000 円
同時に複数の看護師等による訪問が必要な場合。

□・退院時共同指導加算(退院または退所につき 1 回)　8,000 円
保険医療機関に入院中または介護老人保健施設に入所中で訪問看護を受けようとする利用者に対し、退院または退所にあたって主治医等とステーションの看護師等が共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合。

□・特別管理指導加算　2,000 円
退院時共同指導を行った場合、特別な管理を必要とする利用者の場合。

□・夜間早朝訪問看護加算　(18 時～22 時、6 時～8 時)　2,100 円
夜間、及び早朝の時間に訪問を行った場合。

□・深夜訪問看護加算　(22 時～6 時)　4,200 円
深夜の時間に訪問を行った場合。

□・退院支援指導加算(退院日に 1 回)　6,000 円
末期の悪性腫瘍等の利用者に対し、看護師等が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合。

□・在宅患者連携指導加算(月 1 回)　3,000 円
在宅療養中で通院が困難な利用者について、医療関係職種間で文章等により共有した診療情報をもとに利用者または家族に対し指導を行った場合。

□・訪問看護ターミナルケア療養費1　25,000 円
死亡した利用者に対し、死亡日及び死亡前 14 日以内に、2 回以上訪問しターミナルケアを行った場合。

□・在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2 回)　2,000 円
利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、医療関係職種等が一堂に会しカンファレンスを行うことにより、適切な診療方針を立て指導を行った場合。

□・訪問看護情報提供療養費(月 1 回) 1＊ 注1　1,500 円
訪問看護情報提供療養費(月 1 回) 2＊ 注2　1,500 円
訪問看護情報提供療養費(月 1 回) 3＊ 注3　1,500 円

＊注1 厚生労働大臣が定める疾患等の利用者のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合
＊注2 厚生労働大臣が定める疾患等の利用者のうち、当該義務教育諸学校に入学時、転学時等によりはじめて在籍することとなる利用者について当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合
＊注3 保険医療機関に入院し、又は入所する利用者について情報を提供した場合

上記で加算していただく加算は☑した加算となります。

訪問看護　契約書　（医療保険用）

訪問看護のご利用者様（以下「利用者」とします）と、医療法人財団　博愛会　博愛訪問看護ステーションささおか（以下「事業所」とします）は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

（契約の目的）

第１条

事業所は利用者に対し、健康保険法令のもとに、利用者に対し療養上の世話又は診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第２条

この契約期間は契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。また、入院・入所等で３か月以上ご利用がない場合は、契約を終了させていただきます。

（訪問看護の内容）

第３条

１　事業所は、利用者の希望をうかがい、心身の状態を判断して、主治医の訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成します。利用者及びその家族に訪問看護計画書を提示して同意を得ます。

２　利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙「重要事項説明書」のとおりサービスを利用します。

３　利用者がサービスの内容や利用方法等の変更を希望するときは、変更を拒む正当な理由がない限り速やかに訪問看護計画の変更を行うとともに、主治医へ連絡調整等を行います。

４　事業所は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、政令で定める資格を有する者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画に沿って訪問看護サービスを提供します。

（サービス提供の記録など）

第４条

１　事業所は、サービスを提供した際は、訪問看護サービス提供記録書に提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けます。

２　事業所は、訪問看護に関する訪問看護記録・訪問看護計画書・訪問看護報告書等を作成し、契約終了後も５年間は適正に保管し、利用者本人から開示の求めがあれば、医療法人財団博愛会の規定に従い閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

（利用者負担金の請求及びその滞納）

第５条

１　利用者は関係法令に定める料金を支払います。

２　事業所は、利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。

３　事業所は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。

４　事業所は、健康保険法等関連の適応を受けない訪問看護サービスがある場合は、あらかじめその利用料について説明し同意を得ます。

５　利用者及び家族が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担額を３ヶ月以上滞納した場合は、事業所はその支払いを催告したにもかかわらず１４日以内に支払われない場合は契約を解約する旨の催告をすることができます。

（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第６条
事業所は本契約の期間中、地震・台風等の自然災害、指定感染症の蔓延、その他職員に故意・過失がない事由により業務を実施できなくなった場合には、利用者に対し、既に実施した訪問看護の利用を除いて、所定の利用支払いを請求いたしません。

（契約終了）
第７条
１　利用者は、事業所に対し１週間以上の予告期間をもってこの契約を解約ができます。
２　事業所は、利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしないなどの理由で、契約の目的を達成でいないと判断したときは１ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。
３　その他、次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
（１）利用者が死亡、入院・入所又は転出した場合
（２）利用者の病状、要介護等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
（３）事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
（４）事業所が守秘義務に反し、常識を逸脱する行為を行った場合
（５）カスタマーハラスメントが生じ、解決困難な場合
（６）その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

（損害賠償）
第８条
事業所は、サービスの提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに加入保険「(社)全国訪問看護事業協会訪問看護事業総合保障制度」により対応します。

（秘密保持）
第９条
１　事業所及びその職員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
２　事業所は、カンファレンス等において利用者又は家族の個人情報提供を行う場合は事前に同意を得ます。
３　事業所及びその職員は、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

（苦情対応）
第１０条
１　事業所は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
２　事業所は、利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応もいたしません。

（感染症及び災害等発生時）
第１１条
１　事業所は、災害発生時には、その規模や被害の状況により通常の業務を行えない可能性があります。
災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時な訪問を行います。
２　事業所は、指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

（連携）
第１２条
１　事業所は、訪問看護の提供にあたり、主治医及びその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
２　事業所は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに主治医や担当の介護支援専門員等にも連絡します。

（契約外条項）
第１３条
１　利用者及び事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行します。
２　本契約に規定のない事項については、健康保険等の関係法令の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。
３　この契約は、健康保険等の関係法令の規定に基づくサービスを対象としたもので、利用者がそれ以外のサービスを希望される場合は、別途契約を行うものとします。

契約年月日　令和　　年　　月　　日

当事業所は、指定訪問看護事業者として、契約の内容及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明いたしました。

事業所

所在地	福岡市 中央区 笹丘 1 丁目 28 番 15 号 ピアステージ笹丘 2 階
名称	医療法人財団 博愛会 博愛訪問看護ステーションささおか
説明者氏名	

私は、契約の内容及び重要事項説明、利用料金、同意書等について説明を受け、内容を確認しました。

利用者

住所	
氏名	

家族(代理人)

住所	
氏名	続柄（　　）